

88. 01

外国政府等との取決めについて

1. 近年、我が国が外国政府等と締結する経済連携協定（EPA）等において、TRIPS協定に規定するぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の保護が規定されるとともに、その保護の対象となる地理的表示が合意されている。
2. 本資料は、EPAによって提供された地理的表示の情報を掲載したものであり、商第3条第1項第3号、同第4条第1項第16号及び第17号の審査において、参考資料として活用されるものである。

	国名等	取決め	関係条文
1	<u>メキシコ合衆国</u>	経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定 (2005年4月発効)	3条1項3号 4条1項16号 4条1項17号
2	<u>チリ共和国</u>	戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定 (2007年9月発効)	
3	<u>スイス連邦</u>	日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定 (2009年9月発効)	
4	<u>ペルー共和国</u>	経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定 (2012年3月発効)	
5	<u>欧州連合 (EU)</u>	経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定 (2019年2月発効)	
6	<u>英国</u>	包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定 (2021年1月発効)	

各経済連携協定の詳細は以下を参照。

外務省HP「我が国の経済連携協定（EPA/FTA）等の取組」
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>)

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第16号（商品の品質又は役務の質の誤認）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第17号（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示）」の審査基準](#)